

「賦課のもととなる所得金額」に含まれる主な所得額

総合課税分

- ・ 公的年金等所得額
- ・ 雑所得額（生命保険契約等に基づく年金など）
- ・ 給与所得額（専従主から支払われた給与（専従者給与）も所得として含まれます。）
- ・ 営業等所得額
- ・ 農業所得額
- ・ 不動産所得額
- ・ 利子所得額（源泉分離課税で完結しないもの）
- ・ 配当所得（総合課税を選択し申告したもの）
- ・ 一時所得額
- ・ 短期譲渡所得額（総合課税分）
- ・ 長期譲渡所得額（総合課税分）

申告分離課税分

- ・ 短期譲渡所得額（申告分離課税分）（土地建物等の譲渡など）
- ・ 長期譲渡所得額（申告分離課税分）（土地建物等の譲渡など）
- ・ 山林所得
- ・ 先物取引に係る雑所得等の金額
- ・ 一般株式等に係る譲渡所得等の金額
- ・ 上場株式等に係る譲渡所得等の金額
- ・ 上場株式等に係る配当所得等の金額（申告分離課税を選択し申告したもの）
- ・ 特例適用利子等の額、特例適用配当等の額
- ・ 条例適用利子等の額、条例適用配当等の額

注意点

- ・ 「賦課のもととなる所得金額」には、退職所得、非課税所得（遺族年金・障害年金・失業給付など）は含まれません。また、算出においては、「総合課税分」と「申告分離課税分」のそれぞれについての損益通算や、各繰越損失額（雑損失の繰越控除を除く）・特別控除の控除を行い、「総合課税分」と「申告分離課税分」の金額を合計します（マイナスの場合は0円として合算）。
- ・ 「賦課のもととなる所得金額」を算出する際に、前年の総所得金額、山林所得金額、株式・土地建物等の長期（短期）譲渡所得額等の合計から控除できる金額は、基礎控除のみです。所得税や市区町村民税（住民税）の課税所得のように、医療費控除や社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者控除といった各種控除は適用されません。
- ・ 公的年金等に係る雑所得と給与所得がいずれもあり、その合計金額が10万円を超える場合、所得金額調整控除が適用されます。
- ・ 上記、保険料の所得割額を計算する際の「賦課のもととなる所得金額」と、均等割額の軽減判定する際の「総所得金額等を合計した額」、及び医療機関等にかかる時の（医療費の）自己負担の割合判定する際の「住民税課税所得」では、その計算方法が異なります。詳しくはそれぞれの内容を説明している個所を参照願います。
- ・ 各所得の詳細な説明等については、国税庁や税務署等のホームページなどでご確認願います。